

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- 長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正
- ・公有水面埋立ての免許の出願
 - ・公有水面埋立ての免許
 - ・公有水面埋立ての免許の出願（2 件）

所管課（室）名

福 祉 保 健 課
漁 港 漁 場 課
港 湾 課
〃

◎ 公 告

- ・測量の実施

建 設 企 画 課

告 示

長崎県告示第695号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の 9）の一部を次のように改正し、令和 2 年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和 2 年11月 4 日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第 2 条関係） 医療政策課関係						別表（第 2 条関係） 医療政策課関係					
	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1 ～26 略						1 ～26 略					
27	長崎県 有床診療所等 スプリンクラ ー等施設整備 事業補助金	消防法施行令（昭和36年政令第37号）その他関係法令によりスプリンクラー、自動火災報知設備の設置が新たに義務付けられた有床診療所等	補助対象者が行う消防設備（スプリンクラー及び自動火災報知設備）の整備に要する経費	<u>2 分の 1（自動火災報知設備の整備については予算の範囲内で知事が定める額）</u>	略	27	長崎県 有床診療所等 スプリンクラ ー等施設整備 事業補助金	消防法施行令（昭和36年政令第37号）その他関係法令によりスプリンクラー、自動火災報知設備の設置が新たに義務付けられた有床診療所等	補助対象者が行う消防設備（スプリンクラー及び自動火災報知設備）の整備に要する経費	<u>予算の範囲内で知事が定める額</u>	略

		又は設置義務は生じていないが自主的に整備を実施しようとする有床診療所等における防火対策を図る。			
28～36 略					
37	長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金	新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要な感染症拡大防止や医療提供体制の整備等を推進する。	次に掲げる事業に要する経費ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1)～(13) 略 (14) <u>新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関施設整備等事業</u> (15) <u>新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業</u> (16) <u>重症患者対応医療機関等施設・設備整備等支援事業</u>	略	
38	<u>新型コロナウイルス感染症対策寄附金を用いた長崎大学におけるワクチン開発支援事業費補助金</u>	<u>長崎大学熱帯医学研究所が取り組む新型コロナウイルス感染症のワクチン開発を推進する。</u>	次に掲げる経費 (1) <u>安全キャビネット</u> (2) <u>ワクチン開発に必要な試薬</u> (3) <u>動物実験に要する経費</u>	<u>予算の範囲内で知事が定める額</u>	<u>長崎大学</u>
医療人材対策室関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～16 略					
17	長崎県	新型コロナ	看護師等養成施設	予算の	公益社

		又は設置義務は生じていないが自主的に整備を実施しようとする有床診療所等における防火対策を図る。			
28～36 略					
37	長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金	新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要な感染症拡大防止や医療提供体制の整備等を推進する。	次に掲げる事業に要する経費ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1)～(13) 略	略	
医療人材対策室関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～16 略					

看護師 等養成 施設等 実習補 完事業 補助金	ナウイ ス感染 症の影 響によ り看護 師等養 成施設 等にお ける医 療機関 等での 臨地実 習が中 止され てい る実情 を踏ま え、学 内演習 に代替 した場 合にも 学生が 同等の 知識と 技能を 修得す ること ができ るため に必要 な体制 の構築 を支援 する。	設等が 医療機 関等 での臨 地実習 の代替 措置と して学 内演習 を実施 する場合 に要す る経費。 ただし、 補助対 象経費 の基準 は、知 事が別 に定め る。	範囲内 で知事 が別に 定める 基準に よる。	団法人 長崎県 看護協 会
--	--	--	--	------------------------

長寿社会課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～9 略				
10 長崎県 地域介 護・福 祉空間 整備事 業費補 助金	地域にお ける高齢 者施設等 の非常用 自家発電 設備整備 等、防犯 対策及び 安全対策 を推進し 、老人福 祉の向上 を図る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 略 (2) 高齢者施設 等の給水設備 整備事業 (3) 高齢者施設 等の防犯対策 及び安全対策 強化事業	4分の 3以内	略
11～19 略				
20 感染症 対策に 資する 介護ロ ボット	介護ロボ ット等の 普及によ り、介護 施設の職	介護施設への介 護ロボット等導 入に要する経費	4分の 3以内	社会福 祉法人 等

長寿社会課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～9 略				
10 長崎県 地域介 護・福 祉空間 整備事 業費補 助金	地域にお ける高齢 者施設等 の非常用 自家発電 設備整備 等、防犯 対策及び 安全対策 を推進し 、老人福 祉の向上 を図る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 略 (2) 高齢者施設 等の防犯対策 及び安全対策 強化事業	(1) 2 分の 1以 内。 た だ し、 450 万円 を上 限と す る。 (2) 4 分の 3以 内	略
11～19 略				

	等導入 促進事 業補助 金	員や利用 者間の接 触の機会 を減ら し、感染 症を防止 する。			
21	長崎県 新型コ ロナウ イルス 感染症 に係る 介護サ ービス 事業所 等に対 するサ ービス 継続支 援事業 費補助 金	介護サー ビス事業 所・介護 施設等が 、関係者 との緊急 かつ密接 な連携の 下、感染 機会を減 らしつつ 、必要な 介護サー ビスを継 続して提 供できる よう、通 常の介護 サービスの 提供時 では想定 されない 、かかり 増し経費 等を支援 する。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 介護サービ ス事業所等に おけるサービ ス継続支援事 業 (2) 介護サービ ス事業所等と の連携支援事 業	予算の 範囲内 で知事 が別に 定める 額	知事が 適当と 認める 者
22	長崎県 高齢者 入所施 設等新 型コロナ ウイルス 感染症 スクリ ーニング 事業費 補助金	高齢者施 設におい て、新型 コロナウ イルスの 施設内感 染を未然 に防止す る。	入所系の高齢者 施設等への新規 入所者等に対し て、新型コロナ ウイルス感染症 のPCR検査等 の費用を助成	予算の 範囲内 で知事 が別に 定める 額	知事が 適当と 認める 者

障害福祉課関係

	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～4 略					
5	福祉団 体運営 費補助 金	障害者福 祉団体の 活動を促 進すること により	補助対象者の運 営に要する経費	予算の 範囲内 で知事 が別に 定める	一般社 団法人 長崎県 身体障 害者福

障害福祉課関係

	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～4 略					
5	福祉団 体運営 費補助 金	障害者福 祉団体の 活動を促 進すること により	補助対象者の運 営に要する経費	予算の 範囲内 で知事 が別に 定める	一般社 団法人 長崎県 身体障 害者福

		、障害者の福祉の向上を図る。		額	祉協会 連合会			、障害者の福祉の向上を図る。	額	祉協会 連合会、一般社団法人長崎県視覚障害者協会、一般社団法人長崎県手をつなぐ育成会及び一般社団法人長崎県ろうあ協会
6～45 略						6～45 略				
46	長崎県 障害者 施設新 型コロ ナウイ ルス感 染症ス クリー ニング 事業費 補助金	新型コロ ナウイル ス感染症 が発生し た場合、 重症化リ スクが高 く、また 、多人数 が入所し 、クラス ター化す るおそれ が高い障 害者支援 施設等に おいて、 施設内感 染を未然 に防止す る。	新規入所者等の P C R 検査等の うち、行政検査 対象外となった 検査等に要する 経費	予算の 範囲内 で知事 が別に 定める 額	社会福 祉法人 等					
47	長崎県 精神科 病院新 型コロ ナウイ ルス感 染症ス クリー ニング 事業費 補助金	新型コロ ナウイル ス感染症 が発生し た場合、 重症化リ スクが高 く、また 、多人数 が入院し 、クラス ター化す るおそれ	患者の入院前に 実施する P C R 検査等のうち、 行政検査対象 外となった検査 等に要する経費	予算の 範囲内 で知事 が別に 定める 額	精神科 病院（ 二次救 急輪番 等、他 の同様 の補助 の対象 となる 医療機 関を除 く。）					

		が高い精神科病床を有する病院（以下「精神科病院」という。）において、院内感染を未然に防止する。			
48	障害分野における感染症対策に資する介護ロボット等導入促進事業補助金	介護ロボット等の導入により、障害福祉施設等の職員や利用者間の接触の機会を減らし、感染症を防止する。	障害福祉施設等への介護ロボット等導入に要する経費	4分の3以内	社会福祉法人等

長崎県告示第696号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立ての免許の出願があった。
なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年11月4日

長崎県知事 中村 法道

1 出願事項

- (1) 出願の年月日 令和2年9月25日
- (2) 埋立ての出願をした者の住所氏名
名 称 五島市
在 地 長崎県五島市福江町1番1号
代表者氏名 五島市長 野口 市太郎
代表者住所 長崎県五島市福江町1番1号
- (3) 埋立ての区域
ア 位置 (1工区) 長崎県五島市平蔵町1679番、1680番1から1680番1に隣接する里道及び1686番3の地先公有水面
(2工区) 長崎県五島市平蔵町1677番1及び1679番の地先公有水面
イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）
ウ 面積 372.34平方メートル
- (4) 埋立てに関する工事の施行区域
ア 位置 長崎県五島市平蔵町1677番1から1680番1を経て1686番3に至る各地内及び地先公有水面
イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）
ウ 面積 2,869.65平方メートル
- (5) 埋立地の用途 道路用地

2 縦覧の場所及び期間

- (1) 縦覧の場所

長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号 長崎県水産部漁港漁場課

長崎県五島市福江町 7 番 1 号 長崎県五島振興局

長崎県五島市福江町 1 番 1 号 五島市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して 3 週間

長崎県告示第697号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和 2 年11月 4 日

長崎県知事 中村 法道

1 埋立ての免許年月日

令和 2 年10月23日

2 埋立ての免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号

代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道

代表者の住所 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号

3 埋立区域

ア 位置

長崎県島原市船泊町丁3292番 1 に隣接する水路から丁3287番 2 に隣接する水路に至る地先公有水面

イ 区域

省略（出願時縦覧図書のとおり）

ウ 面積

308.90平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

長崎県島原市秩父ヶ浦町丁3521番46に隣接する水路、船泊町丁3293番 8 に隣接する水路、丁3293番 8、丁3292番 1、丁3289番 1、丁3290番 2、丁3290番 2 に隣接する道路、丁3288番 1、丁3287番 2、丁3287番 2 に隣接する水路、丁3282番 5 に隣接する道路の各地内並びに秩父ヶ浦丁3521番46に隣接する水路から船泊町丁3282番 5 に隣接する道路に至る地先公有水面

イ 区域

省略（出願時縦覧図書のとおり）

ウ 面積

5,737.19平方メートル

5 埋立地の用途

海岸保全施設用地

長崎県告示第698号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 2 年11月 4 日

長崎県知事 中村 法道

1 出願事項

(1) 出願の年月日 令和 2 年10月16日

(2) 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 五島市

所在地 長崎県五島市福江町 1 番 1 号

代表者の氏名 五島市長 野口 市太郎

代表者の住所 長崎県五島市福江町 1 番 1 号

(3) 埋立区域

ア 位置

- 1 工区 長崎県五島市平蔵町2057番9から2057番第2に至る地先公有水面
2 工区 長崎県五島市平蔵町1748番3から1748番2、1747番4、1747番5に至る地先公有水面
3 工区 長崎県五島市平蔵町1747番5から1747番4、1747番6、1691番9、1691番7に至る地先公有水面
4 工区 長崎県五島市平蔵町1683番7に隣接する里道から1686番4に至る地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

- 1 工区 35.46平方メートル
2 工区 45.08平方メートル
3 工区 283.19平方メートル
4 工区 44.52平方メートル
合計 408.25平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

- 1 工区 長崎県五島市平蔵町2057番9、2057番第2、1747番5、1747番4、1748番1、1748番2、1748番3、1747番1、1747番6、1737番、1737番に隣接する里道、1736番、1734番、1735番、1691番6、1691番9、1691番7の各地内及び2057番9から1691番7に至る地先公有水面
2 工区 長崎県五島市平蔵町1683番第5、1683番7、1683番4、1684番第1、1684番第2、1686番4、1686番1の各地内及び1683番第5に隣接する里道から1686番1に至る地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

- 1 工区 4,681.52平方メートル
2 工区 1,204.64平方メートル
合計 5,886.16平方メートル

(5) 埋立地の用途

道路用地

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

- ア 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県土木部港湾課
イ 長崎県五島市福江町7番1号
長崎県五島振興局
ウ 長崎県五島市福江町1番1号
五島市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

長崎県告示第699号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年11月4日

玉ノ浦港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

1 出願事項

- (1) 出願の年月日 令和2年10月7日

(2) 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号

代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道

代表者の住所 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号

(3) 埋立区域

ア 位置

長崎県五島市玉之浦町玉之浦字白崎734番49、734番59から760番17に至る間の土地に接する白地の地先
公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

135.83平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

長崎県五島市玉之浦町玉之浦字白崎734番49、734番59及び734番59から760番17に至る間の土地に隣接する
白地並びに734番59及び734番59から760番17に至る間の土地に接する白地の地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

2,945.95平方メートル

(5) 埋立地の用途

海岸保全施設用地

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

ア 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号

長崎県土木部港湾課

イ 長崎県五島市福江町 7 番 1 号

長崎県五島振興局

ウ 長崎県五島市福江町 1 番 1 号

五島市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して 3 週間

公 告

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第 1 項の規定により、長崎地方法務局長から公共測量（登記所備付地図作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和 2 年11月 4 日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
佐世保市 島地町、万津町、新港町、塩浜町、山県町、上京町、下京町、戸尾町及び三浦町の一部	令和 2 年10月21日から 令和 4 年 3 月31日まで

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四)
二一一一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト
印刷